

【翻訳】

1970年代後半以降のアメリカ銀行業の構造変化

訳 伊 藤 光 雄

in Federal Reserve Bulltin, March 1989

Dean F. Amel (Division of Research and Statistics)

Michael J. Jacowski (Division of Banking Supervision and Regulation)

アメリカの銀行業の構造は、1970年代後半以降大きく変化した。1977年から1987年までの間に、銀行業組織 (banking organization) [独立銀行とともに銀行持株会社も一企業体とみる概念。注3)参照。一訳者] の数はかなり減少したが、最大規模の銀行業組織が保有する銀行資産のシェアは急拡大した。それとともに、銀行は従来までの地理的境界線を越えて営業を拡張するようになり、商業銀行と非銀行系金融機関との差異も薄れ、銀行の M&A 件数が急増した。このような事態の展開をもたらした諸要因は現在もなお存在しており、引続き銀行業の構造に急速な変化をもたらすものと思われる。

近年の銀行業の構造変化は、少なくとも三つの理由からして興味深いものがある。第一に、銀行の営業コストの中には経営の規模と連動して変化するものがあるが、そのコストの変化が銀行の業務効率に影響を与え、さらには銀行収益、銀行が提供する金融サービスの価格・質・利便性をも左右するであろうということ。第二に、理論と経験が示しているように、銀行業の構造変化ならびに市場への参入条件の変化は、金融サービスを提供するうえでの競争の度合に影響を与えるであろうということ。非金融機関と同様、銀行業でも競争の度合がサービスの価格、収益性を左右するのである。最後に、銀行業の構造変化が起こりそうな時には、銀行業で経済資源の総合集中度 (aggrigate concentration) が高まることの是非をめぐって、これまでも激しい論争がなされてき

たという歴史的経緯があるからである。

近年に生じた銀行業の構造変化は広範囲にわたっており、それによって生じた問題も重大なものであるから、これらの事態の原因とそれのもつ意味を検討することは時宜にかなっている。本稿では初めに過去10年間に銀行業で生じた主たる構造変化の原因を論じ、その後この変化を全国レベル、地域 (regional) レベル、州レベル、および地方 (local) レベルでのデータで分析する。

1. 構造変化の原因

近年の銀行業の構造変化は主として次の二つの事態によってもたらされた。それは、(1) 銀行営業の地理的拡張を許容する法律が制定されたこと、(2) 法律や規制が改定されたことで同一地域に所在する銀行業組織の間でのM&Aが容易になったことである。

〔銀行の地理的拡張を許した法律〕

銀行ならびに銀行持株会社に対する地理的拡張制限を緩和する法律は、もっぱら州によって制定されたものであった。これによって、州内外での銀行営業の拡張機会は大いに増した。法律の制定にあたっては、数多くの推進要因が存在した。遠距離の顧客に対する貸付・預金収集を容易にした技術の進歩、破綻や経営困難に陥っている銀行を合併整理しようとする銀行監督官の意図、州に資本を呼び寄せようとする州当局・地元の実業界・住民団体の努力、そして銀行業界自身の願望などがそれである。

1970年代から1980年代にかけて銀行の州内および州際業務の地理的拡張を認める法律を制定した州は次ページのようになる。見られるように、州内での拡張は支店設置ないし複数銀行持株会社による買収や新規参入によって生じたものである。1970年以降、支店設置制限を緩和した州は急増し、1970年代には6州であったものが1980年代にはさらに22の州が加わった。その結果、現在35の州で州内の支店設置、もしくは買収による州内での営業拡張が無制限に認められている。ごく制限された範囲内でしか支店設置を認めていない州は11州ある

銀行の地理的拡張能力の増大

年代	州内の営業拡張		州際銀行業務	州内全域 支店設置制	制限付 支店設置制	単一銀行制
	支店設置	複数銀行持株会社				
1970年代	アイオワ メイン ニュージャージー ニューヨーク オハイオ バージニア	ジョージア ミシガン ニューヨーク	メイン	アラバマ ¹ アラスカ アリゾナ カリフォルニア コネチカット デラウェア	アーカンソー ² アイオワ ケンタッキー ルイジアナ ミズーリ	コロラド イリノイ モンタナ ワイオミング
1980年代	アラバマ コネチカット フロリダ ジョージア インディアナ カンザス マサチューセッツ ミシガン ミネソタ ミシSSIP ネブラスカ ニューハンプシャー ノースダコタ オハイオ オクラホマ オレゴン ペンシルベニア テネシー テキサス ユタ ワシントン ウェストバージニア	アーカンソー イリノイ インディアナ カンザス ルイジアナ ネブラスカ オクラホマ ペンシルベニア ワシントン ウェストバージニア	5州(ハワイ アイオワ カンザス モンタナ ノースダコタ) を除く全州	アラバマ ¹ フロリダ ¹ ジョージア ハワイ アイダホ インディアナ ¹ カンザス ¹ メイン メリーランド マサチューセッツ ミシガン ミシSSIP ^{1,2} ネブラスカ ¹ ネバダ ニューハンプシャー ニュージャージー ニューヨーク ノースカロライナ ノースダコタ ¹ オハイオ オクラホマ ¹ オレゴン ロードアイランド サウスカロライナ サウスダコタ ユタ バーモント バージニア ワシントン ウェストバージニア	ニューメキシコ ペンシルベニア ² テネシー テキサス ウイスコンシン	

[州の内外での拡張]

下の表は、様々な方法で銀行の地理的営業拡張を認めるべく法改正した州の一覧である。過去20年間に銀行の営業拡張能力が高まったことが、はっきりと見て取れる。

[州の支店設置法]

下の表は、支店設置法の州別分布状況を示したものである。現在制限付支店設置制をとっている州のうち2州が1990年代に州内全域支店設置制に移行予定である。

1. 合併による州内全域支店設置

2. 将来州内全域支店設置制に移行の予定。アーカンソーは1999年、ミシSSIPは1989年、ペンシルベニアは1990年。

が、このうち2州では近いうちに州内支店設置を認める法律が制定済みである。支店設置を認めていない単一銀行制度の州は4州だけとなっている。

複数銀行持株会社の州内での拡張制限が緩和されて、銀行業組織は一つの持株会社のもとで複数の銀行の営業免許を受けることで州内全域での拡張が可能となっている。したがって、支店設置が制限ないし禁止されている州であっても、複数銀行持株会社形態による拡張はなしうるのである。複数銀行持株会社の拡張制限を緩和した州は、1970年代には3州であったが1980年代には11州が加わった。ミシシッピ州は複数銀行持株会社の州内での営業を認める法律を制定していない唯一の州であるが、州内全域での支店設置を認めているので持株会社が禁止されていても地理的拡張に影響はないのである。

州際銀行業務を認める法律ができたことは、州内全域での業務を認める法律以上に銀行業の構造に大きな影響を与えるものであった。マクファーデン法（1927年）および1956年銀行持株会社法3条(d)項（いわゆる「ダグラス修正条項」）は国法銀行の地理的拡張を州の規制に従わせることで制限しているが、1970年代以降、5つの州を除く全国の州で他州の銀行が自州の州法銀行を買取することを認める法律を制定した。上記の連邦法規をも適用すれば、他州の銀行持株会社が州内の国法銀行をも買取することができるようになっている。1975年のメイン州の法律を除けば、全国の州の州際銀行業務を定めた法律は1982年以降にできたものである。州の銀行法の大多数はいまだ参入を近隣諸州の銀行業組織にしか認めていないが、全国どこからの参入でも認める州もでてきている。

〔地方市場の構造に影響を与えた法改正〕

地方市場レベルでの銀行業の構造変化は従来より反トラスト法の規制対象であった。しかし、1980年代になって商業銀行とノンバンクの金融機関との違いをなくしていくような法律ができると反トラスト法の適用にも変化ができた。

反トラスト法を銀行業に用いる場合、従来から裁判所は銀行市場を地理的にローカルなものとして、そこで営業する銀行のみが市場を構成するものとして定義してきた。このとらえ方は、銀行市場からノンバンクの金融機関を除外し

たもので、消費者や小企業に金融サービスを提供している少数の銀行を配慮したものであり、また銀行が要求払預金や商業貸付といった特殊かつ広範に利用されるものを提供する唯一の機関であったという事実の反映でもある。結局、反トラスト法はもっぱら同一地域に所在する大銀行の合併を阻止しただけで、銀行業の基本構造にふれることはなかったのである。

ノンバンクの預金取扱機関が銀行とより直接的に競争することを認めた法律は、反トラスト法の影響力を変化させた。1980年と1982年に議会は貯蓄金融機関の投資枠の拡大と機能的には要求払預金に等しい取引口座の創設を認めた。これによって貯蓄貸付組合や貯蓄銀行はこれまで銀行以外はなしえなかったような多くの金融商品を提供できるようになった。これらの金融機関は新たな力を利用するにつれて、銀行との本質的な差異は残しながらも、そのバランスシート上の資産・負債構成は銀行と類似するようになっていった。

連邦ならびに州法規はさらに銀行と様々な非預金金融機関との違いをも少なくしていった。連邦レベルで見ると、1980年からほとんどの利子率上限規制を段階的に撤廃し、全国的に決済口座に対する付利を認めた。1982年には預金保険付の市場金利連動型預金も認められた。このような法改正は、1970年代末の高率のインフレーションと高金利、銀行からのかなりの資金流出への対応として出てきたものである。これによって銀行は急増していたMMFに対抗しうる金利を設定することができるようになった。州レベルでは、連邦法規以上に銀行や他の金融機関の活動の幅を広げるような法律が制定された。たとえば、銀行に広範な証券業務を認めたり、また現在でも連邦法規上は認められていない不動産業務や保険業務を認める州もでてきた。

司法省および連邦銀行規制機関は、反トラスト政策を軌道修正することで新たな銀行法規にある程度は対応してきた。貯蓄金融機関の業務範囲の拡大が認められると、規制監督官たちは銀行業の地方市場にこれら貯蓄金融機関を全面的もしくは部分的に含めるようになった。このことによって、地方市場での銀行各行のシェアは減少し、銀行合併において反トラスト法にふれるものも少なくなった。さらに、銀行と非預金取扱金融仲介機関との差異が薄らいだこと

で、司法省は銀行間の合併を規制するガイドラインを緩和した。このガイドラインは司法省が集中が高まることを理由に競争阻害要因として提訴できる買収事例を定めたものであるが、いまでは他産業のガイドラインに比べても緩やかなものになっている。

競争ならびに規制環境の変化にともなって、銀行は合併や買収の新たなチャンスを利用しようと積極的になった。1970年代半ば以降の銀行の M&A 件数は歴史的に見ても高水準に達している²⁾。M&A 件数が増大した理由の一つは、銀行の規模を拡大したり金融商品の品揃えを豊富にすればコストの低減や消費者の満足度の向上に役立つという考えによるものであろう。銀行業のコストに関する過去の実証研究は銀行の規模と効率性とが相互に関連するといった証拠を見いだしていないのがほとんどであるが、それらの研究では消費者の利便性がどれほど高まるかといった測定もなしえてはいない。また、コストに関する詳細なデータが利用できるのは、もっぱら小銀行とごく少数の大銀行のものに限られているため、これまでのほとんどの研究は小銀行に焦点をあてたものになっていたのである。

銀行はまた、明確な費用の節約という理由以外のものによっても M&A に動くものと思われる。ライバルから買収を仕掛けられたときの対抗策としてや、地理的な市場規模が拡大した時、経営者が自分の銀行が関わっているあらゆる市場で金融サービスの向上に意欲を燃やした時などである。M&A はまた地理的拡張に伴う多角化のメリットを得ようとしたり、他の金融機関からの競争圧力が増大する中で自行の地位を高めようとしたりする時にもなされるであろう。さらに、M&A は企業規模を大きくすることで銀行経営者の報酬を引き上げる役割も果たすかもしれない。しかし、今のところ銀行研究者の間で上記のような M&A の要因説明が説得力あるものとして共通に認められるまでにはなっていない。

総じて、1980年代の間、法律と規則の変化は銀行の地理的営業範囲と金融商品の種類をかなり拡大させることになった。このような事態の展開に伴って生じた銀行市場の構造変化を次節以降で論じる。

2. 銀行業の全体構造の変化

銀行業の全体構造は、銀行業組織の数によって、あるいは銀行資産の集中状況にみられるこれらの銀行業組織の相対的規模によって測定できる。

〔銀行および銀行業組織の数〕

規制撤廃はアメリカの銀行構造を決定する上での主たる要因ではあったが、被保険商業銀行数にはほとんど影響を与えることはなかった。³⁾ 1976年から1987年の間、銀行数は14,399行から13,753行へと4%減少した(表1)。減少は過去

表1 被保険商業銀行数の変化1977—1987年

	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
銀行数(年初)	14,399	14,398	14,379	14,351	14,422	14,402	14,438	14,462	14,513	14,434	14,235
新規設立	154	148	204	206	199	316	366	400	318	248	212
営業停止	(1)	0	(2)	0	0	(1)	0	0	(26)	(32)	(207)
統合・吸収	(156)	(154)	(217)	(117)	(196)	(247)	(300)	(345)	(309)	(301)	(528)
支店に転換	(1)	(14)	(16)	(16)	(18)	(34)	(64)	(37)	(75)	(14)	n. a.
その他											
自発的清算	0	0	0	(3)	0	0	(1)	(2)	(24)	(132)	n. a.
その他増減	3	1	3	1	(5)	2	23	35	37	32	41
銀行数(年末)	14,398	14,379	14,351	14,422	14,402	14,438	14,462	14,513	14,434	14,235	13,753
純増(減)	(1)	(19)	(28)	71	(20)	36	24	51	(79)	(199)	(482)
F D I C加盟 銀行の破綻件数	6	7	10	10	10	42	48	79	120	138	184

n. a. 入手不能

二年間に顕著で今後の長期的傾向を示しているようにも思われるが、1985年であっても1976年の銀行数をわずかに上回っているのである。

銀行数が比較的安定的に推移しているのは新規銀行設立の勢いが強いことによるもので、これが銀行業統合化に向けての銀行数を減じる動きをほぼ相殺している。1976年から1987年にかけて、2,800行近い銀行が新たに営業免許を得たが、これは年平均にすると252行になる。各年の新規銀行設立数はピークを迎える1984年(400行)まで上昇傾向にあった。

姿を消した銀行は、破綻したものか合併で支店になったものがほとんどだった。1976年以降では、姿を消した銀行の5分の4以上が他行の支店になった。⁴⁾ だが1980年代の中頃になると銀行破綻が増大し、1987年には184件にのぼった。

銀行破綻の要因はいろいろあるが、そのほとんどが農業やエネルギーといった脆弱な産業部門に融資を集中していた小銀行に関わるものであった。1976年以降に破綻した654行のうち実際に営業を停止したのは41%だけで、他のほとんどは連邦預金保険公社（FDIC）の監督のもと買収・承継取引（purchase-and-assumption transactions）によって他の金融機関に合併された。⁵⁾

商業銀行の数が安定的であったのとは対照的に、銀行業組織の数は1976年以降17%以上も減少した(表2)。銀行数の減少率が4%であったから、その4倍

表2 銀行業組織の形態別分布

組織形態	1976					1987				
	会社数	百分比	資産 ¹ (10億)	資産 百分比	資産平均 (100万)	会社数	百分比	資産 ¹ (10億)	資産 百分比	資産平均 (100万)
独立銀行	10,608	85.5	303.7	30.3	28.6	4,375	42.6	233.7	9.0	53.4
単一銀行持株会社	1,495	12.1	341.5	34.0	228.4	4,919	47.9	537.0	20.7	109.2
複数銀行持株会社	301	2.4	358.5	35.7	1,191.0	985	9.6	1,826.7	70.3	1,854.5
合計	12,404	100.0	1,003.7	100.0	80.9	10,279	100.0	2,597.3	100.0	252.7
複数銀行持株会社 傘下の銀行	2,296	...	358.5	...	156.1	4,465	...	1,826.7	...	409.1

1. 国内銀行資産

以上ということになる。ここで用いている「銀行業組織」には銀行持株会社および持株会社の傘下に組み込まれていない独立銀行のすべてが入る。

銀行業組織の減少は、その大部分が複数銀行持株会社の買収によるものであった。買収によって複数銀行持株会社が支配する銀行数は1976年の2,296行から1987年の4,465行へと2倍になり、独立銀行はその間に59%も激減した(表2)。⁶⁾これらの買収は、タイプの異なる銀行業組織間の資産分布状況をも大きく変えた。1976年の時点では、保険でカバーされた国内銀行資産は、複数銀行持株会社、単一銀行持株会社、および独立銀行でほぼ等しく、各々が全銀行資産の3分の1を支配していた。1987年になると、複数銀行持株会社は全銀行資産に対するシェアを70%にまで高め、単一銀行持株会社は21%、独立銀行はわずか9%となった。

1970年代以降に複数銀行持株会社が銀行業組織の主流となっていったことで

表3 銀行組織の資産規模別分布¹

資産規模 (100万)	1976				1978							
	会社数	百分比	資産 (10億)	資産 百分比	名目値				調整値 ²			
					会社数	百分比	資産 (10億)	資産 百分比	会社数	百分比	資産 (10億)	資産 百分比
50以下	10,542	85.0	167.7	16.7	6,389	62.2	152.0	5.9	8,902	86.6	133.7	13.3
50-100	943	7.6	64.0	6.4	2,071	20.1	143.9	5.5	719	7.0	48.5	4.8
101-1,000	767	6.2	207.7	20.7	1,557	15.1	358.9	13.8	511	5.0	142.5	14.2
1,001-5,000	130	1.0	265.2	26.4	173	1.7	401.9	15.5	108	1.1	242.3	24.1
5,001-25,000	18	0.1	203.1	20.2	72	0.7	822.1	31.7	37	0.4	374.0	37.3
25,000超	4	*	96.0	9.6	17	0.2	718.5	27.7	2	*	62.7	6.2
合計	12,404	100.0	1,003.7	100.0	10,279	100.0	2,597.3	100.0	10,279	1,000	1,003.7	100.0

1. 国内銀行資産

2. 1976-87年の間の国内銀行資産の変化を調整

* 0.05以下

銀行業の規模別の分布は大きな変化を被ることになった。表3は、1976年と1987年の資産規模別に銀行の分布状況を示したものである。この10年間の総銀行資産の増大、経済の実質成長、インフレーションの影響などで銀行業組織の平均的な規模はかなり変わった。そのため、1987年については実際の数値とともに1976年以降の国内総資産の累増を圧縮調整した数値も掲げた。この調整値は銀行業組織の相対的な規模の変化を示すためのものである。

調整値で1976年と1987年を比較すると、銀行業組織の規模の違いは相変わらず大きいことがわかる。小規模のものが数の上では支配的であるが減少しており、総資産に占める割合も少なくなっている。数も資産シェアも増大させたのは、資産規模が50億ドル-250億ドルのものだけである。近年、圧倒的多数が複数銀行持株会社である大地域持株会社と「超地域 (superregional)」持株会社が増えたのがその主因である。これらの会社の多くは、かなり攻撃的な買収戦略⁷⁾を実行したが、それが可能であったのも州の内外で銀行業を営む上での障害が取り除かれたからである。買収によって小規模な会社の数は減り、比較的大きな銀行業組織が増えたのである。また地域持株会社と超地域持株会社の多くは、合衆国でも経済が比較的急成長した地域 (特に北東部と南東部) に所在しており、もっぱらそのおかげで平均水準以上の成長を続けることができたので

ある。

〔銀行資産の総合集中度〕

銀行業組織の規模の増大とともに、銀行業界全体の資産集中もかなり進んだ(表4)。1976年でも最大規模の銀行業組織への資産集中は著しく、数の上では全体の1%にしか過ぎない最大規模の会社が総資産の53%をもっていた。1987年になるとこのシェアはさらに上昇して62%にまでなった。それに比べ、規模別100分位数で90-98に位置する会社(資産1.66億ドル-20億ドル)は、26%から23%へとシェアを下げている。100分位数0-89に位置する会社(1987年末で資産1.66億ドル未満)のシェアも21%から15%へと下がった。

上位100の銀行業組織がもつ国内資産のシェアの変化を見ると、銀行業の集中がかなり進んだことが一層はっきりする(表5)。上位100社と先の上位1%

表4 被保険商業銀行業組織の国内資産分布

規模 百分比	1976		1987	
	国内資産 (10億)	資産 百分比	国内資産 (10億)	資産 百分比
99	533.9	53.2	1,603.2	61.7
90-98	265.0	26.3	597.1	23.0
80-89	63.9	6.4	122.9	4.7
70-79	39.2	3.9	76.4	2.9
60-69	28.6	2.9	55.8	2.2
50-59	22.0	2.2	42.7	1.6
40-49	17.0	1.7	32.7	1.3
30-39	13.1	1.3	25.5	1.0
20-29	9.9	1.0	19.1	0.7
10-19	7.1	0.7	14.0	0.5
0-9	4.1	0.4	7.9	0.3
合計	1,003.7	100.0	2,597.3	100.0
0-89	204.8	20.5	397.0	15.3

表5 最大規模銀行業組織の国内資産シェア(%)

年	資産規模による順位				上位 100
	1-10	11-25	26-50	51-100	
1987	20.2	14.6	13.5	13.2	61.5
1986	20.0	13.5	12.7	12.9	59.1
1985	20.3	12.8	12.6	12.0	57.7
1984	20.3	12.8	10.4	11.5	55.0
1983	21.0	12.8	9.4	11.1	54.3
1982	21.8	12.4	8.8	10.6	53.6
1981	21.1	12.0	8.5	10.1	51.7
1980	21.6	11.5	8.5	9.8	51.4
1979	21.3	11.3	8.9	9.7	51.2
1978	21.1	11.3	8.7	9.7	50.8
1977	21.0	11.0	8.5	9.7	50.2

の会社はほぼ等しく、大体は複数銀行持株会社であり、各社の国内資産は20億ドル超である。

上位100社の資産増加の状況は規模によってかなりの違いが見られる。表5が示すように、1977年から1987年までの間に100社の資産シェアは50%から62

%へと上昇したが、これは100社中の最上位の会社によってもたらされたものではない。事実、上位10社はこの間にシェアを下げている。その原因は、これらの会社の傘下にあるマネーセンター・バンクの数が不良貸付をしてしまったこと、また州際銀行業務を認める地域協定からニューヨーク所在の金融機関を排除する州ができたことなどによる。11位から25位の会社の資産シェアは11%から15%に上昇したが、26位から100位までの会社が18%から27%へと最大の伸びをしめした。前述の近年急速に成長した地域持株会社や超地域持株会社がこのグループに属している。

1976年から1987年の銀行業の集中は、それ以前の時期と比較したり、他の産業と比較すると際だっている。1960年から1975年までの間に上位1%の銀行業組織の資産シェアは1%も変化がないのに、その後の10年間に9%も伸びている。また製造業全体を見ても、近年の総合集中度にほとんど変化は見られないのである。⁸⁾

銀行業組織の規模を国内資産で見るのは、実際の集中度を過小評価することにつながりかねない。国外資産も含めれば、上位1%の会社の資産シェアは国内資産のみの62%から67%に上昇する。これは、巨額の対外貸付をおこなっているのがマネーセンター・バンクであることによる。さらにオフバランスシートの資産と銀行持株会社のノンバンク子会社の資産も加えれば、集中度は一層上昇する。オフバランスシートの資産を生み出す取引をしたり、多額のノンバンク子会社資産を有している会社で小規模のものは少ないからである。これら三つの資産のいずれを含めるにしろ、1970年代半ばから商業銀行が総合集中度をかなり高めつつあることの重要性は変わらない。

だが、上記のことは少なくとも二つの要因を考慮しなければならないであろう。第一に、現在銀行と他の金融機関はますます直接対決の度合を高めており、そのため預金や貸付またそれ以外の金融サービスに対する銀行業組織の市場支配力は、それが一社によるものであれ数社共同によるものであれ弱まってきた。第二に、1970年代後半から、国内の銀行業組織がもっている資産は貸付の比重が高い他の金融機関と比べて相対的に減ってきている。表6を見る

表6 各種金融機関が保有する資産

金融機関の種類	1976		1987		年増加率 (1976-87)
	国内資産(10億)	百分比	国内資産(10億)	百分比	
全銀行業組織	1,004.2	58.2	2,597.0	49.8	9.0
貯蓄貸付組合	385.1	22.3	1,226.6	24.2	11.4
相互貯蓄銀行	134.8	7.8	263.0	5.0	6.3
信用組合	43.3	2.5	181.8	3.5	13.9
金融会社	111.1	6.4	452.1	8.7	13.6
外国銀行支店	45.7	2.7	462.7	8.9	23.4
合計	1,724.2	100.0	5,218.2	100.0	10.6

と、1976年から1987年の間の銀行資産の伸び率が貯蓄貸付組合、信用組合、金融会社および外国銀行支店と比べて劣っていることが分かる。外国銀行支店の資産が急増したことは、これらの銀行とアメリカの銀行との競争が強まっていることを物語っている。アメリカの銀行よりも伸び率が低いのは相互貯蓄銀行だけである。その結果、金融機関の資産に占める国内銀行業組織の割合は、1976年の58%から1987年には50%¹⁰⁾に落ている。このことの理由の一つとして、銀行の主要顧客である企業が銀行借入に頼らずコマーシャルペーパーなどの他の資金調達方法を採用したことが考えられる¹¹⁾。しかし、理由の如何にかかわらず、金融サービス部門での銀行の役割が減じたということは、銀行業の総合集中度が高いということのもつ意味合を薄めることになるう。

3. 地域的構造変化

銀行業の地域的な構造変化は、全国的な構造にも重要な影響を与えている。地域的構造は州際銀行業務に対する州の規制が解除されるにつれ重要性を高めていった。しかし、州が州際銀行業を規制する法律を改正しだす前でも、銀行業組織は規制の裏をかいて、ある程度の地理的拡張をなしていた。1956年銀行持株会社法は、持株会社数社にすでに所在している複数の州で営業活動を続けることを認めていた。また消費者金融会社や抵当金融会社といった非銀行子

会社、それに融資取次店 (loan production offices) を設けることで全国的に営業展開した持株会社もあった。それ以外にも電子資金振替、自動融資、A T M取引など一連の技術進歩によって、銀行は過去10年間に州境を越えて営業展開する手段を得てきた。しかし、このような州際業務規制の裏をかくやり方は、いずれも州際業務を認めた法律ほどには銀行の地理的営業拡張をもたらすものではなかった。

州際業務を認めた法律が銀行業の構造に与えた影響を知る一つの尺度として、1980年代に生じた銀行業組織の州際合併の件数がある。1983年以前は合併する双方ともが10億ドル以上の預金をもっているような大型州際合併は1件もなかった。その後、そのような合併は34件記録されている。1980年から1987

表7 州外持株会社が保有する各州の銀行資産¹

州	総資産(10億)	州外持株会社 保有分(10億)	百分比	州	総資産(10億)	州外持株会社 保有分(10億)	百分比
テキサス	174,281.1	59,871.7	34.4	アイオワ	29,985.6	2,778.2	9.3
フロリダ	112,148.0	39,202.8	35.0	モンタナ	7,003.6	2,679.5	38.3
コネチカット	36,829.5	25,607.2	69.5	コロラド	24,421.8	2,450.6	10.0
ワシントン	31,492.6	24,818.0	78.8	ノースダコタ	6,821.5	2,140.8	31.4
ペンシルベニア	144,129.3	19,153.7	13.3	ミシガン	79,091.0	2,128.8	2.7
アリゾナ	27,421.0	16,176.0	59.0	オクラホマ	26,349.5	1,439.1	5.5
ジョージア	54,872.7	14,061.8	25.6	ネブラスカ	16,737.6	1,417.3	8.5
インディアナ	50,178.2	13,677.7	27.3	デラウェア	52,234.8	1,139.5	2.2
テネシー	41,299.5	12,779.1	30.9	ニューメキシコ	9,815.5	867.2	8.8
ケンタッキー	34,806.9	12,560.0	36.1	アラスカ	4,640.8	764.8	16.5
メリーランド	46,349.4	12,013.1	25.9	ワイオミング	4,151.0	463.4	11.2
ニューヨーク	409,259.2	11,292.6	2.8	ミネソタ	52,386.3	419.3	0.8
イリノイ	157,133.1	9,743.1	6.2	ルイジアナ	34,955.7	284.3	0.8
サウスカロライナ	19,065.3	9,086.6	47.7	ミズーリ	52,294.4	100.9	0.2
オレゴン	19,408.0	8,339.4	43.0	ウェストバージニア	15,505.9	78.5	0.5
ニュージャージー	79,916.7	7,748.0	9.7	カリフォルニア	249,765.3	76.8	*
コロンビア区	15,658.3	6,797.9	43.4	アラバマ	31,498.7	33.6	0.1
オハイオ	94,982.2	6,230.7	6.6	ノースカロライナ	59,849.0	9.5	*
ウィスコンシン	40,355.7	6,207.7	15.4	カンザス	24,548.5	5.1	*
メイン	7,189.6	6,198.9	86.2	マサチューセッツ	94,612.4	0.0	0.0
ロードアイランド	13,260.8	4,660.8	35.1	アーカンソー	17,961.8	0.0	0.0
バージニア	58,630.5	3,909.3	6.7	ハワイ	11,864.6	0.0	0.0
ネバダ	11,259.1	3,514.5	31.2	ミシシッピ	18,726.9	0.0	0.0
アイダホ	7,213.5	3,286.4	45.6	ニューハンプシャー	10,106.6	0.0	0.0
ユタ	10,548.2	3,173.4	30.1	バーモント	5,076.2	0.0	0.0
サウスダコタ	20,073.2	2,857.4	14.2	合 計	2,657,866.5	362,267.6	13.6

1. 資料は1988年6月のものであるが、1988年11月までの買収も含む。

* 0.1%未満

年までにおこなわれた資産1億ドル以上の合併のうち州際合併は47%を占めていた。州際合併は1985年に最高裁が地域的銀行業法にもられた互惠主義条項の合憲性を支持してから激増した。

州際業務の広がり、州外の銀行業組織が特定の州の銀行資産に占める割合からも知ることができる。銀行資産の少なくとも20%以上を州外の持株会社によって占められている州は全国で20州ある(表7)。アリゾナ、コネチカット、アイダホ、メイン、サウスカロライナ、およびワシントンの各州は45%を超¹²⁾えている。

州境を越えての営業拡張を認める州法の制定は、当初は遅々としたものだった。メイン州が州際銀行業務を認めてから1982年までの間に他のどの州も法律を制定しなかった。その後、州際銀行業務を認める州は着実に増え、1987年末で45州になっている。

総じて、各州の州際銀行業法は、制定時期が遅い州のものの方が制限が緩やかなものになっている。当初、サウスダコタやデラウェアなどの州は比較的厳しい法律、すなわちクレジットカード業務のように特定の業務に「営業目的が限定された」銀行だけが州外銀行による買収や設立の対象となるような法を定めたのである。その後、互惠を条件として州外の銀行がすべての銀行業務に参入することを認めた法律が多くの州で制定された。つまり、自州の銀行に同様の互惠的措置がとられるならば、相手の州の銀行が自州に参入してすべての銀行業務を営むことを認めるといものである。このような法律は、最大規模の銀行資産をもつ州も含め33州で制定されており、今では州際銀行業法で最も一般的なものになっている。互惠条項が、特に隣接州ないし同一地域内の州にのみ適用される場合、それはいわゆる地域協定 (regional compacts) となる。

この地域協定がつくられたことで、銀行業の構造はかなりの影響を受けることになった。表8はこのことに焦点を当てたもので、1976年と1987年の地域的構造を示すデータを掲げている¹³⁾。データが示すように、1976-87年の間、ほとんどの州で銀行業組織が減少しており、また上位10社が占める国内資産シェアでみた集中度も上昇しており、かなり統合化が進んでいる。各地域のうち、北

表8 国内銀行資産の地理的分布 1987年

地域	銀行業組織数	資産(10億)	資産変化率 1976-87	社数変化率 1976-87	上位10社資産シェア	
					1976	1987
北東部	198	155.3	306.5	-33.1	51.9	77.8
中部大西洋岸	484	695.3	234.3	-34.3	58.5	58.1
南東部	1,548	459.8	117.3	-28.5	18.3	43.5
中西部	3,875	604.6	143.8	-26.4	24.5	29.4
南西部	3,450	335.4	132.2	-1.8	24.0	35.9
西部	652	349.2	171.4	52.3	75.1	70.4

北東部=コネチカット、メイン、マサチューセッツ、ニューハンプシャー、ロードアイランド、バーモント
 中部大西洋岸=デラウェア、ニュージャージー、ニューヨーク、ペンシルベニア
 南東部=アラバマ、コロンビア区、フロリダ、ジョージア、メリーランド、ミシシッピ、ノースカロライナ、サウスカロライナ、テネシー、バージニア、ウェストバージニア
 中西部=イリノイ、インディアナ、アイオワ、ケンタッキー、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、モンタナ、ノースダコタ、オハイオ、サウスダコタ、ウィスコンシン
 南西部=アーカンソー、アリゾナ、コロラド、カンザス、ルイジアナ、ネブラスカ、ニューメキシコ、テキサス、ワイオミング
 西部=アラスカ、カリフォルニア、ハワイ、アイダホ、ネバダ、オレゴン、ユタ、ワシントン

東部と南東部が会社数の大幅な減少と集中度で最大の伸びを記録した。この2つの地域には州際銀行業をいち早く認めた州があり、州を越えた M&A で全国的な集中度に大きな影響を及ぼしてきた超地域持株会社の多くはこの地域に所在している。

中西部および中部大西洋岸は、会社数の減少ではかなりのものであるが、集中度の変化はさして見られない。これが、銀行破綻が増大したことと、州内の少数の大複数銀行持株会社による小銀行の買収が増えたことを反映したものであることは明らかである。西部は会社数が増え、かつ集中度も下がった唯一の地域である。このことの背景にあるのは、カリフォルニア州では大持株会社の資産が減少し、かつまた新規の銀行設立が長期間にわたりかなりの数のものであったということである。

近年ではこの互恵的法規も、全国どこの州外銀行にも無条件で参入を認めるもっと自由な法律によってますます取って代わられてきている。これまでのところ、12の州でそのような法律の「施行 (trigger)」日を決めている¹⁴⁾。銀行持株会社がこのような全国的拡張の機会を大いに利用するのか、あるいは近隣の

州に参入するというこれまでのパターンを維持し続けるのかということ、今のところ定かではない。しかし、銀行業を全国的規模で営むことを認めた法律は、マネーセンターおよび超地域的な銀行持株会社が合併を推進することを認めたことで、集中度をかなり上昇させる潜在的圧力を生みだしたことは確かである。

4. 州レベルでの構造変化

州内の営業拡張を規定している銀行業法の改正も、1976年から1987年にかけての銀行業の統合化にかなり関わっていた。州際銀行法規とともに1970年代後

表9 州別集中比率（国内資産ベース）

州	上位5社集中比率		変化 1987-76	支店設 置基準 ¹	州	上位5社集中比率		変化 1987-76	支店設 置基準 ¹
	1976	1987				1976	1987		
ロードアイランド	94.1	94.4	0.3	S	テネシー	43.6	59.8	16.2	L
ネバダ	96.5	91.0	- 5.5	S	メリーランド	63.5	58.1	- 5.4	S
アリゾナ	94.6	89.2	- 5.4	S	ニュージャージー	32.3	57.9	25.6	S
ハワイ	90.7	89.0	- 1.7	S	ニューヨーク	55.9	57.8	1.9	S
オレゴン	85.3	88.0	2.7	S	フロリダ	35.8	57.3	21.5	S
アイダホ	88.6	87.2	- 1.4	S	ペンシルベニア	38.8	56.0	17.2	L
コロンビア区	89.9	85.1	- 4.8	S	オハイオ	36.6	55.8	19.2	S
メイン	71.7	83.1	11.4	S	テキサス	35.0	55.3	20.3	L
ノースカロライナ	67.4	79.7	12.2	S	ミズーリ	43.6	53.0	9.5	L
サウスダコタ	50.9	77.7	26.8	S	ワイオミング	48.2	52.4	4.2	U
コネチカット	62.4	77.2	14.8	S	モンタナ	56.2	51.4	- 4.8	U
ワシントン	75.5	77.2	1.7	S	ミシシッピ	35.9	50.4	14.5	S
アラスカ	85.0	75.4	- 9.6	S	ウィスコンシン	34.0	46.8	12.8	L
ユタ	73.5	75.0	1.5	S	ルイジアナ	26.9	45.7	18.8	L
サウスカロライナ	62.3	74.5	12.2	S	イリノイ	43.6	44.8	1.2	U
バーモント	60.5	73.3	12.8	S	ケンタッキー	30.3	40.7	10.4	L
マサチューセッツ	66.1	73.3	7.2	S	デラウェア	92.0	39.0	-53.0	S
アラバマ	55.0	71.2	16.2	S	ノースダコタ	50.2	38.7	-11.5	S
バージニア	52.5	68.6	16.1	S	インディアナ	27.1	37.5	10.4	L
ニューハンプシャー	45.7	67.7	22.0	S	ネブラスカ	30.3	33.2	2.9	S
カリフォルニア	77.9	66.9	-11.0	S	ウェストバージニア	16.7	32.0	15.3	S
ミシガン	48.0	64.6	16.6	S	オクラホマ	31.6	28.3	- 3.3	S
ミネソタ	59.9	63.5	3.6	L	アイオワ	22.1	27.7	5.6	L
ジョージア	49.6	63.4	13.8	S	アーカンソー	22.5	25.3	2.8	L
コロラド	57.2	62.9	5.7	U	カンザス	14.1	19.3	5.2	S
ニューメキシコ	60.7	61.9	1.2	L	平均	54.7	60.9	6.2	

1. L =制限付支店設置制, S =州内全域支店設置制, U =単一銀行制

* 0.1%未満

半以降の州内支店設置法は次第に自由度を増していったが、それは州内全域で支店設置を認める州の数の増大にもあらわれている。そのような州は現在34州とコロンビア区であり、1976年には21州であったのとは対照的である。

より自由な支店設置法規は、いくつかの点で銀行業の構造に影響を与えてきている。表9は特定の州の集中度とその州の支店設置法規の内容がかなりの関連があることを示している。例外なく、集中度の高い州は州内全域での支店設置を認めている。支店設置規制の厳しい州は集中度がかなり低い。¹⁵⁾

銀行支店数の急増もこの法規によるところが大きい。1976-87年間に支店数は33,027店から46,314店に増え、その多くは複数銀行持株会社が銀行を買収して自社の支店にしたものや、新たな支店設置によるものだった。買収によって支店となる銀行が増えるにつれ、州レベルでの集中度もたいは上昇した。上位5社がもつ国内銀行資産のシェアをみると、1976-87年間に約8割近い州がなんらかの程度には集中度を上げている。

集中度の上昇が大きかった州は、サウスダコタ(27パーセント・ポイント)、ニュージャージー(26)、ニューハンプシャー(22)、フロリダ(22)、テキサス(20)だった。これらの州の集中度の上昇は、支店設置法の改正の他にもいくつかの要因があった。サウスダコタでは、それは主として少数の州外大銀行にクレジットカード業務と保険業務の参入を認めた法律によるものだった。この二つの業務は特殊なものであるから、州の集中度の変化がもつ意味合もそれによって制限される。ニュージャージー、ニューハンプシャー、フロリダ、テキサスでは、支店設置法とともに複数銀行持株会社の急増が集中度の上昇に寄与した。集中度を落した州では、デラウェアが最大である。原因の大半は、この州に参入した持株会社が営業目的を限定した銀行を設立したことによるものであった。サウスダコタもそうであるが、デラウェア以外の州では、このように目的を限定した銀行を設立しても州内の銀行業組織にほとんど影響を与えてはいない。

5. 地方市場の集中度

全国レベル、地域レベル、そして最近では州レベルでの銀行業の構造がますます注目を集めているが、昔から関心が払われてきたのは地方市場レベルのものであった。通例この市場は比較的小さな空間として定義されており、多くの場合それは都市や郡と変わらない。近年の技術的進歩により銀行は郵便物、電話、ATMによってサービスを提供できるようになったので、伝統的な地方市場はあまりにも狭すぎると言う者も多い。しかし、個人や小企業の行動を調べれば、銀行サービスの基本となるものの市場は今なお地理的に制限されていることが分かる。このことから、反トラスト訴訟では裁判所も規制監督官も銀行業の集中度の変化を見る場合、多くはいまだに地方市場レベルの変化を重視し続けているのである。

地方市場の集中度の上昇は、銀行サービスを提供する者同士の競争を減じると考えられている。反トラスト監督官や裁判所は、問題となっている合併で深刻な競争問題が起ころうな時に地方市場の競争状態を調査するが、その場合、市場の地理的範囲を正確に決定できるように、顧客の分布、通勤状態、広告、その他の経済統合要因に関する大量の情報を考慮に入れる。しかし、全国の銀行市場を横断的に比較分析しようとする場合、そのように詳細な銀行市場圏を定義することは不可能である。そのため、分析に際しては都市の (urban) 銀行市場は大都市統計圏 (MSAs) で、地方の (rural) 市場は MSA 以外の郡で見るのが普通である。このように地方市場を定義すると、集中度はそこで上位3行が占める預金比率で測ることができる。ここに示す平均的な集中比率は、¹⁶⁾ それに従ったものである。

表10は、1976年から1986年までのアメリカの全都市ならびに全地方の銀行市場の3社集中比率の全国平均を示したものである。前述した総合集中度とは対照的に、地方市場の平均的集中度はかなり安定的である。都市の市場では、3社集中比率の平均は1976年の68.5%から1982年には65.8%に落ち、その後上昇し1986年には67.5%になっている。地方の市場もこれとあまり変わりはない

表10 上位3行の集中比率の平均

年	3社集中比率の平均	
	都市の市場	地方の市場
1976	68.45	90.06
1977	67.79	89.97
1978	67.29	89.88
1979	66.78	89.75
1980	66.39	89.65
1981	66.04	89.45
1982	65.83	89.38
1983	65.92	89.41
1984	66.34	89.44
1985	66.71	89.47
1986	67.51	89.47
比率を上昇させた州 ¹		
1976-86	22	15
1976-81	6	6
1981-86	33	24
比率を下落させた州		
1976-86	28	33
1976-81	44	41
1981-86	17	24

1. アラスカは含まず。コロンビア区とニュージャージーには地方の市場がない。また、一つの州が1976-81年に地方の市場で比率を変えていない。

が、変化の度合はもっと弱く、1976年の90.1%から1982年には89.4%、その後上昇して1986年には89.5%となっている。この間の州平均で見た集中比率は、都市、地方両市場とも多くの州で下がっている。都市の市場では22州が比率を上げたが、28州が下げており、地方の市場は15州が上げ、33州が下げている。期間を半分に区切ってみると、全期間を通してのものより1976-81年のほうが集中度の低下は著しい。この間に都市、地方両市場ともに平均集中度を上昇させたのは6州しかなかった。これに対し、1981-86年には約3分の2の州で都市の市場で平均集中度が上昇し、地方の市場では集中度を上げた州と下げた州が半々であった。

集中度低下傾向が逆に転じた時期は、1980年および1982年の連邦銀行法規が成立した時期と一致している。これらの法規は銀行と他の金融機関の競争を活発にすることで、地方銀行のM&Aに対する制限を反トラスト当局自身によ

って緩和させようとしたものである。また法改正の結果、銀行に対する他の金融機関の競争が激しくなれば、1982年以降に地方市場でみられたようなわずかながらの集中度の上昇傾向に対して反トラスト的な関心も弱まることになろう。地方市場の集中傾向の変化は、州際銀行業法が広く制定されたこととも符合している。これらの法律は別の所で営業している銀行業組織が地方市場に参入する可能性を高めている。参入の可能性は直接的には地方市場の構造に影響を与えるものではないが、それはすでに市場にいる銀行間の競争を激しくし、参入を阻止するために価格設定を低くするようにうながす。このようなことを考慮外のこととしても、地方市場の集中度の変化は州、地域、全国レベルのそ

れと比べてもかなり小さく、反対の動きを見せることも多いのである。

6. 結 論

1970年後半以降、アメリカの銀行業は地方市場を除けば、全国、地域、州の各レベルでかなり集中度を上昇させた。全国的には、銀行業組織の減少と集中度の急上昇が生じたが、これはもっぱら巨大な地域（超地域）銀行持株会社の成長によるもので、合併や買収によるところ大であった。地域と州での集中度の変化は大きく、北東部と南東部では最大の上昇を記録した。過去10年間に5分の4の州で集中度を上げたが、その度合にはかなりの相違がある。地方市場の集中度は1976-82年にはやや下がったが、その後小幅の上昇に転じた。

これらの構造変化は、銀行業組織の地理的拡張ならびに営業範囲に関する法規制の緩和にもっぱら由来している。50州中45州での州際銀行業法の制定と州レベルでの集中度の上昇によって、全国・地域レベルでの集中度も上昇したのである。全国・地域レベルでの集中度の上昇は、急成長している超地域銀行持株会社および地域銀行持株会社の営業展開を州際銀行業法が認めたことの表れでもある。州レベルでの集中度の上昇は、過去10年間に制定されたより自由な支店設置法によるものである。

法規制の変化と経済の変化は銀行業組織の集中度を高める一方、銀行と他の金融機関との間の競争も激しくした。貯蓄金融機関や他の金融機関の銀行に対する競争が激化し、地方市場レベルでの集中度にさしたる上昇がみられないならば、構造変化が生じてもそれに対する反トラスト的な関心は薄らぐことになる。

注

- 1) 銀行の地理的拡張に影響を与えた近年唯一の連邦法規は、1982年銀行業法（いわゆる「ガーン＝セントジャメイン法」）だった。この法律は、破綻に陥った大銀行を州外の銀行が買収することを認め、そのことによって一定の範囲で州際銀行業務を許容したものである。しかしながら、今のところこの法律はごくまれにしか利用されては

いない。

- 2) 銀行の合併件数は1976年の135件から1980年の188件とこの間は漸増傾向にあったが、1981年になると356件、前年比91%増と飛躍的に増加し、この年が急速な合併運動期の始まりを示すものであった。その後、1982年には422件、1983年には432件、1984年には553件（近年では最高水準）、1985年には472件であった。
- 3) 同一の持株会社のもとにある複数の銀行は個々の銀行業組織を数える上で一つにまとめられるので、銀行業組織の数は商業銀行数よりも少ないことになる。商業銀行数を数える場合には、同一持株会社のもとにある複数の銀行も別々に扱われる。
- 4) 1988年の銀行破綻件数は200件に増加した。
- 5) 買収・承継取引とはFDICが預金者保護の手段として破綻した銀行を売りに出すことである。この取引では買収をおこなう銀行は通例破綻した銀行の全負債を引き継ぐが、資産は不良でないものに限って購入するというものである。不良資産はFDICに帰属することになる。
- 6) 独立銀行が減少したもう一つの理由は持株会社形態に組織転換したためで、その結果単一銀行持株会社が増えている。このような組織転換は銀行業組織が提供できる金融サービスの範囲を広げたり、ノンバンク子会社を利用することで地理的営業範囲を広げるといった目的でしかかにおこなわれた。また、一銀行の貸出能力を超えるような巨額の資金量をまとめて提供したり、減税を目的として持株会社形態が利用されることもある。だがこのような要因にもかかわらず、独立銀行の単一銀行持株会社への転換は銀行業組織の総数やその相対的な規模に直接の影響を与えないので、銀行業の構造を左右するものではない。
- 7) 本稿では「超地域 (superregional)」という用語を、複数の州に銀行子会社を持ち、最低100億ドル超の資産を持つ銀行業組織に対して使っている。
- 8) 製造業部門の総合集中度は最大規模の会社がつくりだした付加価値のシェアで見るとのが普通である。1962年から1982年までの間に、上位100社の付加価値シェアはわずか1%しか伸びず、上位200社で3%の伸びであった。
- 9) オフバランスシートの資産を示すデータは総資産1.5億ドル超の複数銀行持株会社および単一銀行持株会社が報告している。それは現在おこなわれているオフバランスシート取引のすべてを含んではいないが、それでもそのような資産が最大規模の会社にかなり集中されていることはうかがうことができる。たとえば、1987年末の時点で、与信コミットメント、スタンバイL/C、商業L/C、スワップ、および外為契約の総額は約3兆ドルで、そのうちの2.8兆ドルを上位50の銀行持株会社で占めている。同様に、この50の持株会社の傘下にあるノンバンク子会社の資産は1987年末で1340億ドルであるのに対し、報告のあったすべてのノンバンク子会社の資産の合計は1490億ドルにすぎない。
- 10) 金融機関の種類が異なればバランスシートの内容も多くの点で異なっているので、

そのバランスシートを同列に比較することには難点がある。たとえば、資産規模ではなく資本の規模でみたり、またオフバランスシートのものを含めたりすると、各金融機関のシェアは表6とはかなり異なったものになろう。とはいえ、そのようにしても銀行が1976年時点よりも1987年の方が他の金融機関に比べて相対的に小さくなっているという結論は変わらないであろう。

- 11) 1976年から1987年までの間にコマーシャルペーパーの残高は、520億ドルから3,736億ドルに増えた。これは年率にして19.6%の伸び率である。
 - 12) テキサス州は34%しかないが、資産の絶対額ではトップである。これは、買収が単に州法に基づいてなされたという以上に、ガーソン=セントジャメイン法を根拠に破産銀行が買収された結果でもある。
 - 13) 表の各地域は諸州の互恵法規にできるだけ対応したものになっている。しかし、州によって地域の範囲が一樣ではないので、多少の恣意性は免れていない。複数銀行持株会社の資産は本社の所在地よりも支店や子会社の所在地をベースに配分してある。
 - 14) 州際銀行業法が傾向としてはより自由なものになっているのにもかかわらず、いくつかの州では一つの銀行持株会社が州内の銀行資産の何%までもちうるかといった上限を定めたりしている。
 - 15) 支店設置法規以外の他の要因も州レベルの集中度に影響を与えている。たとえば、面積や人口でみた州の大小も明らかに表9の序列に影響している。
 - 16) 3社集中比率は地方銀行市場の分析で一般的に用いられている。それは、集中比率に何社を含めるかは、検討対象になっている市場圏の大小に合わせて処理する必要があるからである。地方市場の場合、3社より多い企業を集中比率に含めると、ほとんどのところで高水準の集中を示すことになろう。
- 地方市場の集中度は資産よりも預金で測られる。その理由は、資産のデータは企業ごとにはしか見ることができないのに対し、預金データは地理的に分類可能だからである。